

○関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）アドバイザリー・ボード規程

平成30年3月14日

制定

（趣旨）

第1条 この規程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2が規定する教育課程連携協議会として関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）に設置するアドバイザリー・ボードについて必要な事項を定めるものとする。

（アドバイザリー・ボード）

第2条 本研究科は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、アドバイザリー・ボードを設ける。

2 アドバイザリー・ボードは、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 会計研究科長
- (3) 商学部長
- (4) 会計研究科副研究科長
- (5) 会計実務又は教育に造詣が深い学外有識者
- (6) その他会計研究科長が指名した者

3 構成員の過半数は、原則として関西大学教職員以外の者とする。

（職務）

第3条 アドバイザリー・ボード委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる職務を行う。

- (1) アドバイザリー・ボードへの出席
- (2) 本研究科の充実・発展のための助言

（委嘱の手続）

第4条 委員は、本研究科教授会の発議に基づき、学長が委嘱する。

（委嘱期間）

第5条 委員の委嘱期間は、1年以内とする。

2 前項の委嘱期間満了後、委員を再度委嘱するときは、前条の手続を経なければならない。

（報酬）

第6条 委員の報酬は、別に定める。

（交通費）

第7条 委員の交通費は、別に定める。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、学部・大学院事務グループの所管とする。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、本研究科教授会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 関西大学大学院会計研究科教育顧問規程（平成18年1月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2024年7月4日から施行する。